

名城大学学生活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名城大学に在籍する学生の氷見市への来訪を促し、若年層の活力を生かした地域活性化につなげるため、学生が氷見市において自発的及び自主的に行う活動に対し、氷見市・名城大学連携協議会（以下「協議会」という。）が補助金を交付するものとし、その交付に関し、氷見市・名城大学連携協議会規約第16条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生 名城大学に在籍する大学生及び大学院生をいう。
- (2) フィールドワーク 氷見市の地域課題の解決に関する調査活動、ゼミナール、会議、集会、研究会その他これに類するもの（収益の発生するものを除く。）をいう。
- (3) クラブ活動等 学生会、クラブ及びボランティア団体の活動（収益の発生するものを除く。）をいう。
- (4) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）の営業許可を得た宿泊事業者（旅館・ホテル、簡易宿所を営む者）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 学生で構成される名城大学の団体・グループであること。
- (2) 政治又は宗教的活動を目的としない団体に所属する学生であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体をいう。以下この号において同じ）、暴力団の統制下にある団体または暴力団の構成員の統制下にある団体に所属する学生でないこと。

(補助対象となる活動)

第4条 補助金の交付対象となる活動（以下「補助対象活動」という。）は、フィールドワーク又はクラブ活動等であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 氷見市内で活動しないもの
- (2) 法令等に違反又は違反するおそれのあるもの
- (3) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの、又は反するおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動又はこれらに関するもの
- (5) その他補助金の交付対象として適当でないと会長が認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、実施する補助対象活動に必要となる宿泊料（氷見市内の宿泊施設を利用する場合に限る。）とする。

(補助金額等)

第6条 補助金は、協議会予算の範囲内において交付する。

- 2 補助金の額は、補助対象活動に参加する学生1人あたり1泊2,000円とし、他の補助金等により自己負担額が2,000円未満の場合は、その額とする。
- 3 補助金の交付は、同一年度内において、同一の学生につき3泊を限度とする。

(事業計画承認申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、名城大学学生活動事業計画承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、開催予定日の1週間前までに会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助対象活動及び団体・グループ等の概要を記した書類
- (3) その他会長が必要と認める書類

(事業計画の承認)

第8条 会長は、事業計画の承認をしたときは、その承認の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を名城大学学生活動事業計画承認通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第9条 申請者は、事業計画に変更等がある場合は、名城大学学生活動事業計画変更（中止）承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の申請を承認したときは、速やかに申請者に名城大学学生活動事業計画変更（中止）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助金交付申請及び実績報告)

第10条 申請者は、名城大学学生活動支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、事業完了後30日以内または当該年度の末日のいずれか早い日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 宿泊証明書または宿泊実績を証する書類
- (4) 領収書等の宿泊費の支出を証する書類の写し
- (5) 補助金振込先口座の通帳の写し

(6) その他会長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第11条 会長は、前条の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、名城大学学生活動支援補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知する。

2 会長は、前項に規定する通知の後、当該申請者に対し補助金を交付するものとする。

(決定の取り消し)

第12条 会長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき。

(補助金の返還)

第13条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により補助金の返還を求められた場合は、速やかに補助金を返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月28日から施行する。